

建築物石綿含有建材調査者資格講習会

アスベスト

一定規模以上の構築物や特定の工作物の解体・改修工事は、石綿の有無の事前調査結果の報告が、施工業者(元請事業者)の義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

日時	令和5年9月28日(木)・29日(金) 9:00～17:50(両日とも)		
会場	小金井市商工会館 2階会議室 (小金井市前原町 3-33-25)		
内容	<p>第1日目 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 石綿含有建材の建築図面調査</p> <p>第2日目 現場調査の実際と留意点(調査・分析) 建築物石綿含有建材調査報告書作成 筆記試験</p> <p>※2日間の講義終了後の筆記試験に合格した方には 「一般建築物石綿含有建材調査者」の修了証明書が付与されます</p>		
参加費	<p>50,000円 消費税込 テキスト代込</p>	定員	<p>40名 (先着順) 各事業所最大5名まで</p>
お申込み	<p>下記の申込書に必要事項を記入の上、参加費をそえて<u>商工会窓口</u>にてお申込み下さい。(FAX 不可) 受付時間 平日：9時～16時まで(土日祝除く)</p>		
締め切り	7月15日(金)まで (定員になり次第締め切ります)		

小金井市商工会 宛

(切り取らずにこのままご持参下さい・FAX 不可)

建築物石綿含有建材調査者講習会 参加申込書

会社名		業種	
参加者		TEL	
携帯番号		FAX	
メールアドレス		受講資格 区分記号	(次ページ参照)

※ご記入頂きました個人情報につきましては、小金井市商工会の個人情報に対する基本姿勢に基づき取り扱い致します。

※複数名申し込みの際はコピーしてお申し込みください。

受講資格

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて建築や石綿含有建材調査等に関する実務の経験年数が必要となります。下表のいずれかの条件を満たしている方が受講できます。

受講資格区分記号	学 歴 等	実務経験年数
イ	8-a 石綿作業主任者技能講習（※2）を修了した者（実務経験年数不問）	
ロ	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：2年以上
ハ	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：3年以上
ニ	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：4年以上
ホ	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：7年以上
ヘ	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者（学歴不問）	<u>建築に関する</u> 実務経験年数：11年以上
ト	特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者	石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上
チ	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
リ	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（※3）	
ヌ	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
【海外の大学で建築学課程を卒業した方など上記に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】		

※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百八号）に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※2 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第十八第二十三号

※3 労働安全衛生法第九十三条第一項

* 経験年数については、申込書作成時以降も実務が継続される見込みの場合、希望講習会場の開催月まで積算した年数を記入することができます。

* 受講資格区分により必要書類が異なります。受講資格区分別の必要書類については、別途ご案内いたします

講習当日までの流れ

